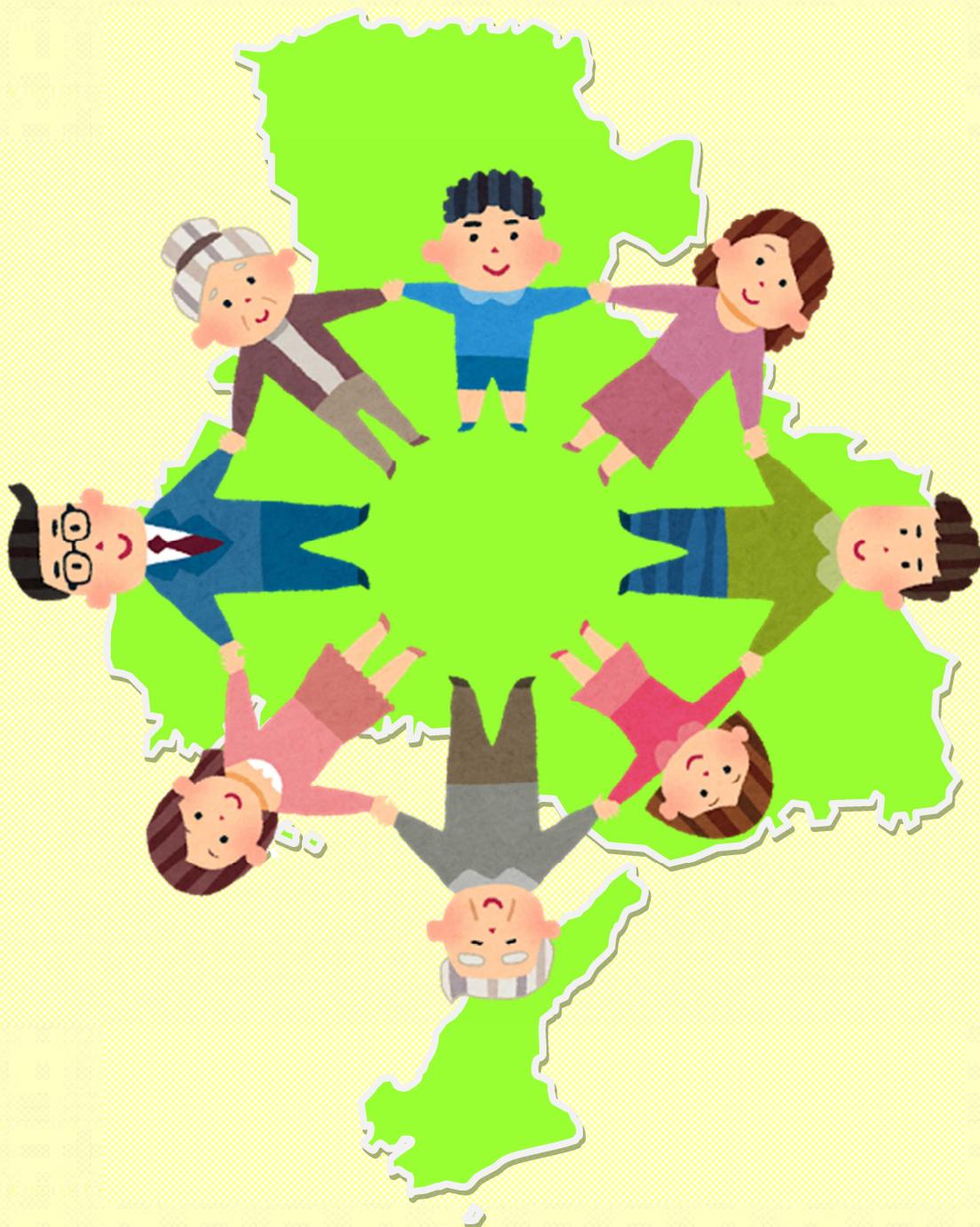


参画と協働ガイドブック

～みんなが主役で 多彩な協働～



平成30年3月
兵庫県

このガイドブックについて

地域の課題をみんなで解決し、豊かな暮らしを実現するために、地域づくり活動や県行政への「参画と協働」はとても重要です。

そこで、「どんな地域づくり活動があるの?」「県政に参画するための仕組みは?」など、基本的なことを知りたいとき、あるいは活動する中で、様々な課題に直面したときに参照できるよう、このガイドブックを作成しました。

今回の改訂では、参画と協働に関する基本的な事項・制度を解説するだけでなく、多様な活動の広がりや蓄積されたノウハウの紹介を加えていますので、ぜひご活用ください。

平成 30 年 3 月

兵庫県企画県民部県民生活局県民生活課



目次

I 参画と協働ってどんなもの？	1
1 地域づくり活動	2
(1) いろいろな地域づくり活動.....	2
○個人での地域づくり活動.....	2
コラム1 「ふるさと意識」の醸成.....	2
○団体等を通じた活動.....	3
○分野別の地域づくり活動取組例.....	4
コラム2 こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動.....	10
コラム3 地域コミュニティとまちづくり組織.....	11
コラム4 NPO法人を立ち上げてみませんか.....	12
コラム5 地域づくり活動を進める上での悩みー人材不足、マンネリ化、財源.....	14
(2) 地域づくり活動Q & A.....	16
Q 1 地域づくり活動は誰にでもできるの？.....	16
Q 2 困っている人を支援するための心構えや注意することは？.....	16
Q 3 活動中に事故が起こったときの備えは？.....	16
Q 4 自分に合った活動を無理なく選ぶポイントは？.....	17
Q 5 活動を持続させるために重要なことは？.....	17
Q 6 趣味や特技を活かしたい！.....	18
Q 7 仲間と一緒に活動する場所はありますか？.....	18
コラム6 活動の場づくりの工夫をしてみませんか.....	19
Q 8 専門的な相談をしたいのですが？.....	20
Q 9 もっと学び、スキルアップしたいのですが？.....	20
コラム7 ワークショップをしてみませんか.....	21
Q10 活動するのに必要なお金って？.....	22
Q11 活動を伝える・広げるには？.....	23
Q12 NPO、企業・学校等と連携するには.....	24
2 県行政への参画・協働	25
(1) 県民参画による広報.....	25
(2) 情報公開制度の活用.....	25
(3) さわやか提案箱.....	26
(4) 県民モニター.....	26
(5) パブリック・コメント手続（県民意見提出手続）.....	26
(6) 道路・河川等の維持管理（ひょうごアドプト）.....	26
(7) 審議会等の委員公募.....	27
(8) 推進員になる.....	27
II 参画と協働の支援機関	28



I 「参画と協働」ってどんなもの？

少子高齢化や人口減少が進み、地域の課題は複雑・多様化しています。暮らしの安全・安心に関わる課題や、地域の活力維持など、深刻な課題も少なくありません。

これらの課題は、個人だけで対応するのではなく、また行政だけに委ねるのではなく、みんなで力を合わせて、ともに取り組んでいくことが重要です。

このような中、元気で豊かな地域社会を築いていくためには、地域づくり活動での「参画と協働」及び、県行政への「参画と協働」の両面が求められています。

「参画」：ものごとの企画、立案に積極的に加わること

+

「協働」：みんなが協力・協調し、ともに行動すること

※これら2つを一連の流れとしてとらえ、「参画と協働」という言葉で表現しています。

◆県政の基本姿勢としての「参画と協働」

兵庫県は、県民の参画と協働の推進に関する条例（平成 15 年 4 月施行）を制定し、「参画と協働」を基本姿勢とする県政を展開しています。

〔参画と協働の2つの場面〕

地域づくり活動 (県民と県民のパートナーシップ)

住みやすい地域づくりのため、県民の皆さんが知恵や力を出しあって、地域のことをみんなで考え、力を合わせて、取り組むことです。

※「地域づくり活動」は、地域社会の共同利益の実現のための活動です。

県行政への参画と協働 (県民と県行政のパートナーシップ)

県民と県行政が、地域の課題や情報を共有し、共に考え、共に取り組むことです。

地域づくり活動支援指針

県民の参画と協働による地域づくり活動の拡がりに向けた県の支援施策の展開方向等を明らかにしたもの

- ① 情報提供・相談体制整備
- ② 知識・技能の習得機会提供
- ③ 活動・交流拠点確保
- ④ 人材確保
- ⑤ 資金調達支援
- ⑥ 連携支援

県行政参画・協働推進計画

県民の視点に立った参画と協働による県行政を推進するため、県の施策の展開方向等を明らかにしたもの

- ① 情報公開の推進
- ② 政策形成への参画機会確保
- ③ 協働事業の機会確保
- ④ 評価・検証への参画機会確保

1 地域づくり活動

：自分たちの地域を住みやすくするため、知恵や力を出しあって、地域のことをみんなで考え、力を合わせて、様々な地域づくりに取り組むこと

地域づくり活動には、個人としての活動のほか、様々な団体等での取組も含まれます。また、様々な分野の活動があり、身近な地域を越えたテーマでの取組も含まれます。

(1) いろいろな地域づくり活動

○個人での地域づくり活動

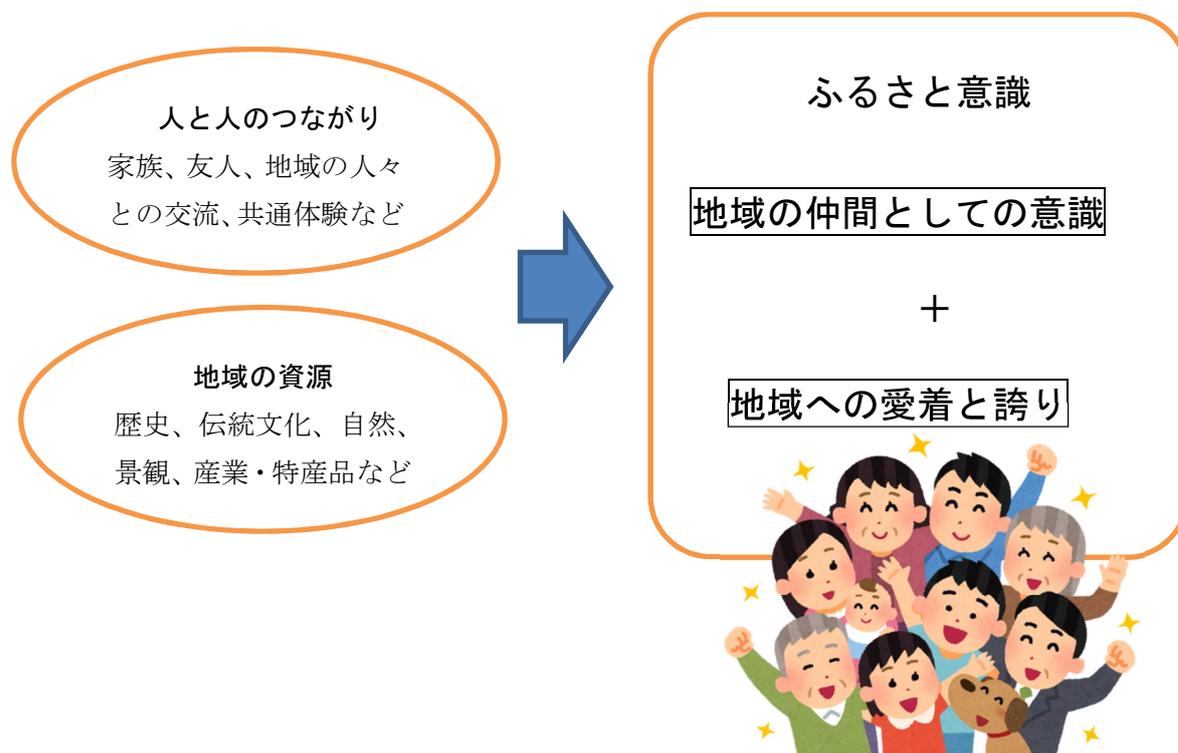
地域づくり活動は、誰かから強制されて行うものではなく、一人ひとりが地域社会の一員であるという意識に基づいて、自発的・自律的に基づいて取り組んでいくことが想定されています。

生きがいに満ちた豊かな暮らしを実現していくために、地域づくり活動は不可欠です。

【コラム1 「ふるさと意識」の醸成】

家族・友人・地域の人たちとの交流・共通体験など人と人のつながり、また、地域の歴史、伝統文化、自然、景観、産業・特産品などの地域資源、これらが地域への愛着と誇りや、仲間意識を生み、地域づくりの原動力となります。

子ども・青少年の健全育成や地域活性化をはじめ、地域づくり活動を広げていく上で、「ふるさと意識」の醸成について考えてみませんか。



○団体等を通じた地域づくり活動

グループや団体・NPO、企業等の組織は、一人ひとりが地域づくり活動に参画するルートとして重要です。また、それらの組織自体も、地域社会の一員として参画・協働の主体となることが期待されます。

種 類	活 動 の 特 徴
地域団体	自治会、婦人会、老人会、子ども会など、最も身近な地域社会で、地域住民に共通する活動を総合的・日常的に行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の思いやニーズに最も近い位置にある ・担い手や役員の後継者不足、参加する人の固定化、企画のマンネリ化に悩む例が見られる
ボランティアグループ・団体	目的や志をともにする個人が集まって、柔軟に活動を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・構成員の関心や問題意識に応じて、気軽に結成し、身軽に動くことができる ・世代交代、活動者不足、ノウハウや資金不足に悩む例が見られる
NPO	目的や志をともにする個人が集まって組織をつくり、特定のテーマについて、専門性を生かして活動を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・専門性を発揮し、組織的・機動的に動くことができる ・資金不足や活動者数の不足に悩む例が見られる
企業	地域社会の一員として、社会貢献活動に取り組む企業が増えています。本来事業を通じて社会貢献を図っていく取組も広がっています。 <ul style="list-style-type: none"> ・社員や施設などを活かして活動できる ・活動のノウハウ確保やネットワークづくりのために、地域団体やNPO等の協力を求める例が見られる
学校、大学、研究機関	地域と学校の連携・協働の取組が進められています。また、大学等では、地域をフィールドとして、研究を進める取組も広がっています。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に関する実態調査や分析、研究で貢献するほか、学生の参加促進にも力を発揮できる ・活動のフィールドを確保するために、地域団体やNPOの協力を求める例が見られる

※上記の「活動の特徴」はアンケート等から抽出した一般的な例です

地域課題の解決や、活動上の悩みを克服するためには、様々な人や団体と協働することが効果的です。協働することによる相乗効果で活動の新たな展開を実現することが期待できます。



新しい発想で変革していくことや、活動のさらなる広がりも期待できます

協働することで1+1=3以上の効果が得られます



○分野別の地域づくり活動取組例

それぞれの分野ごとに、切実な課題があり、その解決に向けて様々な地域づくり活動が展開されています。

1	保健・医療・福祉	4	11	国際協力・地域国際化	7
2	社会教育・生涯学習	4	12	男女共同参画社会の形成促進	8
3	まちづくり	5	13	子ども・青少年の健全育成	8
4	観光の振興	5	14	情報化社会の発展	8
5	農山漁村・中山間地域の振興	5	15	科学技術の振興	9
6	学術・文化・芸術・スポーツ	6	16	経済活動の活性化	9
7	環境の保全	6	17	職業能力開発・雇用機会拡充	9
8	災害支援、防災・減災活動	6	18	安全安心な消費生活の推進	10
9	地域安全	7	19	地域づくり活動団体への支援	10
10	人権意識の高揚	7			

1 保健・医療・福祉

誰もが健康を維持し、安心してその人らしい生活を送っていただけるよう、地域の絆に留意しながら、高齢者・障害者の見守り・生活支援等の支え合いや、健康づくりなどに取り組んでいく活動が広がっています。

〔活動例〕

- ・ 地域行事等を通じた世代間交流
- ・ 高齢者訪問・声かけ活動
- ・ コミュニティバス、ディマンドタクシー
- ・ 障害者の就労支援
- ・ ウォーキングなどの健康づくり活動
- ・ 高齢者・障害者と地域住民の交流
- ・ 給食・配食サービス
- ・ 福祉輸送サービス
- ・ 食育の推進
- ・ 点字翻訳、手話
- ・ 生活支援（ごみ出し、家の前の清掃、片付け、買い物、庭木剪定、付添い等）等



住民有志によるコミュニティバスの運行
(西宮市・生瀬地区)

2 社会教育・生涯学習

暮らしや地域の課題に関する様々なテーマについて学び、地域での実践に生かしていくことや、しごとに生かしていくことは、一人ひとりが豊かな生活を送っていくために重要であり、そのための学習活動を支援する取組も行われています。

〔活動例〕

- ・ 講演会・セミナー・学習会の開催
- ・ 各種体験事業の開催
- ・ ワークショップの開催支援・ファシリテーション
- ・ 専門家の紹介・あっせん
- ・ 講師派遣
- ・ 生涯学習に関する相談・アドバイス
- ・ 生涯学習に関する調査研究
- ・ eラーニング教材の制作 等



ファシリテーター体験学習会

3 まちづくり

地域の様々な資源を生かしながら、まちなみの整備方向やにぎわいづくりなど、住民自らが話し合い、まちの将来像を共有し、その実現に向けて力を合わせて取り組んでいく活動が広がっています。

〔活動例〕

- ・空き家、空き地問題等まちづくり調査
- ・空き家、空き地の有効活用促進
- ・地域の居場所づくり
- ・地域の交流事業
- ・地域活性化イベント、地域間交流
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・コミュニティカフェ
- ・まちなみ・景観に係る学習会
- ・商店街の活性化、にぎわいづくり
- ・コミュニティ花壇の整備 等



廃校舎を活用したコミュニティレストラン
(篠山市・雲部地区)

4 観光の振興

地域資源を発掘し、磨き発信することにより、観光産業の活性化だけでなく、他の地域の人々との交流が活発となります。このようにして、まちの活性化、住民活動の活発化につなげていく取組が広がっています。

〔活動例〕

- ・おみやげ、特産物開発・販売
- ・郷土史の研究・発信
- ・地域ブランドづくり
- ・ツアーの主催
- ・観光資源のネットワーク化
- ・ツーリズムのパンフレットづくり
- ・観光地の案内ボランティア 等



観光ボランティアガイド(姫路市)

5 農山漁村・中山間地域の振興

「農」に触れる機会の少ない都市住民や民間企業等に農作業や集落活動への参加を促す取組が進んでいます。また、地域ぐるみの協働活動により集落機能の維持保全を図ることなどを通じ、中山間地域等の活性化を目指す活動が広がっています。

〔活動例〕

- ・村おこし活動
- ・棚田の維持保全
- ・都市と農村交流
- ・新規就農・田舎暮らし推進
- ・地産地消の推進
- ・特産物のアンテナショップの開設・運営
- ・農畜水産物のブランド化
- ・6次産業化の推進
- ・農林漁業体験
- ・里山整備
- ・かいぼり等ため池保全
- ・農地等地域資源の保全・管理のための協働 等



田植え体験(洲本市・Rijin)

6 学術・文化・芸術・スポーツ

地域の課題を解決したり、暮らしを豊かにするために、学術、文化、芸術、スポーツなどを地域づくりにとり入れる取組も広がっています。

〔活動例〕

- ・音楽、美術の鑑賞会
- ・美術展・写真展その他作品展
- ・伝統芸能・まつりの復活・継承
- ・スポーツ大会、スポーツ教室・指導
- ・大学と地域の共同研究
- ・芸術文化施設運営への住民参画
- ・地域のコーラスグループ、楽団、劇団の立ち上げ・運営 等



農村歌舞伎の継承

7 環境の保全

誰もが安全で快適な生活を送っていただけるよう、水質、大気などの生活環境の保全や、地球温暖化対策、資源の保全、希少生物の保護等、様々な課題についてチェックし、活動の輪を広げていく取組も展開されています。

〔活動例〕

- ・リサイクル運動
- ・野生動物の保護
- ・里山・森林の保全
- ・環境学習支援
- ・植樹、間伐材利用促進
- ・環境にやさしい買い物運動
- ・外来生物・害獣駆除
- ・河川や海岸、道路のクリーン作戦
- ・ごみ・不要物の再資源化促進
- ・省エネに関する情報の提供
- ・食のもったいない運動
- ・地域団体等による藻場・干潟等の再生・創出等



相生湾に砂を投入し、干潟を再生
(相生市・相生湾自然再生学習会議)

8 災害支援、防災・減災活動

地震や風水害、大規模な事故など、応急時の救援活動や復興支援にかけつける災害ボランティア、また平時から住んでいる地域の防災・減災対策に取り組む活動が広がっています。

〔活動例〕

- ・生存者の救援活動
- ・避難所でのボランティア
- ・被災地への物資提供
- ・災害遺児への支援
- ・防災に関する学習会
- ・防災に関する啓発
- ・防災関連用品の開発・普及
- ・食料・水等の備蓄
- ・地域での避難訓練
- ・危険箇所点検・ハザードマップ作成
- ・被災体験の語り部 等



防災訓練の様子
(篠山市・岡野ふるさと協議会)

9 地域安全

街頭犯罪や侵入犯罪など身近な地域での犯罪や、高齢者・子どもの事故や自転車の交通事故を防ぐ地域安全まちづくりの取組が広がっています。

〔活動例〕

- ・通学路等での見守り活動
- ・地域安全マップ作成
- ・更生保護、再犯防止活動
- ・防犯教室、護身術教室
- ・夜間パトロール、青色パトロール
- ・街頭での交通安全啓発
- ・交通安全教室 等



自転車交通安全教室

10 人権意識の高揚

県民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会を目指す活動が展開されています。

〔活動例〕

- ・人権啓発フェスティバル、講演会等の開催
- ・人権啓発資料の作成、配布
- ・人権に関する講座・セミナーの開催
- ・在日外国人のサポート
- ・成年後見人に関する支援
- ・子ども食堂
- ・各種相談・カウンセリング事業
- ・社会的弱者の自立支援 等



人権啓発フェスティバル

11 国際協力・地域国際化

国際社会の平和・安定や、外国の人々の暮らしに貢献するため、海外の国や人を支援したり、国内の外国人との交流や、言語の壁などで困っている外国人の支援を行う取組も広がっています。

〔活動例〕

- ・国際協力のための募金
- ・外国語書籍の寄贈
- ・外国語点字翻訳
- ・多文化共生に関する啓発 等
- ・音楽や芸術文化等テーマのテーマで招聘・交流
- ・地域の外国人との交流事業
- ・定住外国人の自立と職業訓練
- ・定住外国人の子どもたちへの母国言語による教育支援等



在住外国人との交流

12 男女共同参画社会の形成促進

男女共同参画推進員による地域・企業における啓発をはじめ、男女の人権が尊重され、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、それぞれの意思や価値観に基づき、男女ともに個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりに向けた取組が広がっています。

〔活動例〕

- ・ 地域における男女共同参画の普及啓発
- ・ 働く場における女性活躍の推進
- ・ 仕事と生活を両立できる職場環境づくり
- ・ 男性の家事・育児、地域活動等への参画促進
- ・ 男女共同参画の視点に立った防災活動
- ・ DV被害者の支援
- ・ ひとり親家庭の自立支援 等



男女共同参画推進員研修
でのグループ討議

13 子ども・青少年の健全育成

子どもの健やかな成長、青少年の健全な育成を図るため、地域での子育て支援を推進する活動や、非行防止のための見守り、自然体験・社会体験事業などの取組が広がっています。

〔活動例〕

- ・ プレーパーク（冒険ひろば）事業
- ・ 子ども・青少年の居場所づくり
- ・ 子育て支援
- ・ 子どもの人権保護
- ・ 遺児の保護
- ・ 児童保育
- ・ 学童保育
- ・ 児童虐待防止 等



冒険ひろばの定番、台車遊び

14 情報化社会の発展

情報通信技術が進歩する中、それを効果的に活用する一方、情報リテラシー等の課題に対応していく必要もあります。このため、情報化支援や、情報セキュリティ、メディアリテラシーの啓発等の取組が広がっています。

〔活動例〕

- ・ シニアのためのパソコン教室
- ・ 地域のホームページづくり支援
- ・ 情報セキュリティやメディアリテラシーに関する講座
- ・ 電子マネー・ポイント
- ・ 地域SNSの運営
- ・ インターネットテレビ番組作成
- ・ コミュニティFM 等



パソコン教室の様子（淡路市・尾崎地区）

15 科学技術の振興

科学技術を開発し普及させることや、現在活用されずに埋もれている優れた技術を普及させるため、科学技術分野の専門家や研究機関等と連携しながら、取り組む様々な活動が広がっています。

〔活動例〕

- ・ 遺伝子診断・治療
- ・ ゲノム、ナノテクノロジー等の技術開発
- ・ 科学技術に関する研究支援
- ・ 子どものための科学教室
- ・ 研究者・技術者のネットワーク化 等



子どものための科学実験教室の様子

16 経済活動の活性化

新しく起業する人を支援する活動や地域全体の経済活性化の促進を図る活動、コミュニティビジネスの推進、地場産業振興などの取組が広がっています。

〔活動例〕

- ・ 古民家・空き店舗を活用した経済活性化
- ・ 特産品の開発、販売
- ・ 地場産業のブランド力強化
- ・ 起業家育成
- ・ コワーキングスペース提供
- ・ 起業支援、経営支援
- ・ 農産物の生産・加工・販売
- ・ ビジネス交流会 等



手作り無添加味噌の製造・販売
(加西市・富田地区)

17 職業能力開発・雇用機会拡充

誰もが、それぞれの経験や能力を生かして、職業を持ち、活躍できるよう、職業能力開発などの講座、相談・情報提供、就労支援事業等の取組が広がっています。

〔活動例〕

- ・ 障害者の就労能力開発支援
- ・ ダイバーシティマネジメントの啓発
- ・ 高齢者・障害者への就労相談
- ・ 障害者自立支援事業 等



公共職業能力開発施設における職業訓練

18 安全安心な消費生活の推進

消費者・事業者・行政が協働し、消費者市民社会の実現に向けた地域ネットワークの構築や、機運醸成のための異世代交流等の取組が広がっています。

〔活動例〕

- ・「消費者」「事業者」「行政」の三者による異世代交流ワークショップの開催
- ・消費者団体等との協働による啓発
- ・事業者団体等による消費者教育への支援 等



消費者・事業者・行政によるワークショップ参加者

19 地域づくり活動団体への支援

様々な分野の公益活動に取り組むグループ、団体等の活動や運営について、情報提供・相談、ネットワーク化、人材養成、資金確保等により支援する取組が広がっています。

〔活動例〕

- ・地域づくりに関する調査研究
- ・NPO等の交流会・情報交換会
- ・寄付募集に関する支援
- ・資金確保に関する助言・支援
- ・人材養成講座
- ・政策提言
- ・活動の場の提供
- ・地域でのワークショップ開催支援 等



中間支援団体ネットワークでの議論

【コラム2 心豊かな美しい兵庫をめざす県民運動】

各種団体によって構成された「心豊かな美しい兵庫推進会議」が中心になって、参画と協働を呼びかけるとともに、各地域や団体に共通するテーマや目標を掲げて提唱・推進する「心豊かな美しい兵庫をめざす県民運動」を推進しています。

年間テーマ 「家族・地域のきずなを深め、ふるさと意識を育もう」

実践目標

- 1 家族のきずなを深め、家庭の力を高めよう
- 2 地域コミュニティづくりを進めよう
- 3 誰もが安心して暮らせるユニバーサル社会づくりを推進しよう
- 4 地域の安全は地域自らで守ろう
- 5 防災力を強化しよう
- 6 子育て家庭を地域ぐるみで応援しよう
- 7 子ども・若者を地域で守り育もう
- 8 食の安全安心と食育、健康づくりを推進しよう
- 9 地球環境時代に相応しいライフスタイルを確立しよう
- 10 花と緑あふれる美しい県土づくりを推進しよう
- 11 芸術文化を活かしたまちづくりを推進しよう
- 12 地域を越えた多彩な交流を進めよう



（愛称：ココロン）
“心豊かな美しい兵庫”を
めざして

【コラム3 地域コミュニティとまちづくり組織】

住民主体の地域づくりを進めるため、概ね小学校区の「まちづくり協議会」や「地域自治協議会」等の組織を核に、地域の将来像の共有しつつ、地域課題解決・地域活性化に取り組んでいく例も増えています。

〔参加することは義務なの？〕

一人ひとりの主体性が尊重されるべきですが、地域に住んでいることに伴うマナーとして役割・責任もあると考えられるのではないのでしょうか。

〔なぜ合意形成（話し合い）が重要ななの？〕

地域の課題は様々な分野にわたっていますが、それぞれに関連しており、連携・協力して取り組むことが効果的であると言えます。

〔地域コミュニティの規模は？〕

顔が見える関係が成り立つ程度にコンパクトであることが求められる一方、多様なグループ、団体等があって相互に協働することが効果的でもあります。地域によって事情は異なりますが、概ね小学校区（数地区に分割又は数校区統合・再編の例もあり）が想定されます。

〔どんな組織をつくれればいいのか？〕

各種団体、NPO等の連合組織を結成する形が一般的ですが、協議会組織を結成しなくても、ラウンドテーブル形式で合意形成を図っている例もあります。また、部会をつくり多くの人で役割を分担する例も見られます。

〔財源は？〕

会費、各種補助金のほか、行政からの事業受託収入、公的施設の指定管理者となって指定管理料収入、集会所の施設利用料収入、ふれあい喫茶コミュニティビジネス、企業や地域出身者等からの寄附受入等、様々に工夫されています。

〔組織の役割として期待されることは？〕

- ・地域住民の交流の場と機会の充実（つながり・絆づくり）
- ・地域の将来像の共有に向けた意見交換の場の設定
- ・地域課題の発掘・共有
- ・課題解決のために活用できる資源を発掘（空き家・空き店舗、耕作放棄地、里山など活動スペースとして活用できるもの）
- ・地域の広報紙発行やホームページ、SNSの開設
- ・課題を抱えた人と支援できる人とのマッチング（役割・しごと・居場所づくり）
- ・課題解決につながる事業（コミュニティビジネス含む）の企画 等

これらを通じて、誰もが個性や能力を活かして生き生きと暮らせる地域づくりを！



【コラム4 NPO法人を立ち上げてみませんか】

NPO法人とは、営利を目的としない、社会貢献活動を行う民間の団体のうち、NPO法（特定非営利活動促進法）に基づき、認証を受け、法人格を取得した団体のことです。

- メリット：契約の主体として法人名義で契約ができます。（不動産、自動車、預貯金等）
- 行うべき義務：法人税法や労働基準法等法律に沿った運営が必要になるため、税務関連の書類、所轄庁への各種届出等、さまざまな書類の作成義務があります。また、NPO法等で定められた運営及び報告義務があります。

■NPO法人とその他法人の違い

法人の種類	非営利法人		営利法人
	NPO法人	一般社団法人	株式会社
設立手続	所轄庁認証後 設立登記	設立登記	設立登記
設立に必要な資産	-	-	1円以上
活動内容	公益の増進に寄 与する活動に限る	-	-
設立時の最低人員要件	社員10人 理事3人 監事1人	社員2人 理事1人	取締役1人
法定費用	-	11万	24万
所轄庁	都道府県 又は指定都市	-	-
所轄庁への報告義務	有	-	-
認証	有	-	-
法人税法上メリット	一部あり	原則なし	なし

★ NPO法人相談：ひょうごボランティアプラザ

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階
電話 078-360-8845 <http://www.hyogo-vplaza.jp/>

★ NPO法人設立申請窓口：兵庫県県民生活課

また、県内各地域に設立相談窓口もあります。詳しくは県HPをご覧ください。
電話 078-362-3996

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/documents/madoguchi20170502.pdf>

■ 認定NPO法人

形式的要件を満たせば法人格を認める「NPO 法人」のうち、その運営組織および事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したものととして、所轄庁認定を受けた、厳格な許認可制度に基づく「認定 NPO 法人」の形態があります。認定を受けると、寄附金控除など、税制上の優遇措置が受けられます。



■ 資金調達（ファンドレイジング）

営利を目的としないとは、団体の構成員に収益を分配しないことを指します。収入を得る事業を行うこと自体を否定するものではありません。

また、継続的な会費・寄附を集めながら、収益の柱となる助成金を獲得するなど、財源の多角化をはかることが大切です。

<資金の種類と特徴>

項目	出資者	特徴
会費	会員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根源的資金源 ・ 設立目的の範囲内で用途は自由 ・ 会費は安定的だが、寄付金の定期収入は難しい
寄附金	支援者	
補助金	自治体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の制約は多く、継続的獲得は難しい ・ 公募方針等に左右され、成果は受託団体に帰属
助成金	助成団体、企業等	
委託金	自治体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO の収入で、平均して半分程度を占める ・ 指定管理者等は法人設立目的との合致が重要 ・ 事業の対価収入、成果は委託元に帰属 ・ 自主事業収入は自由度が高い
自主事業収入	サービス利用者	
借入金	関係者、金融機関	公的融資もあるが、身内からの借入金が多い

★ 市民の意識とNPO法人に期待する役割とは？

- 社会のニーズや課題に対して市民の取組が大切であると考える人が9割を超え、社会貢献や課題への期待を示している。
 - NPO 法人に期待する役割
 - ・ 人と人との新しいつながりを作ること (37.3%)
 - ・ 市民の自立や自主性を高める (31.3%)
 - ・ やりがいや能力を発揮する機会の提供 (28.0%)
- (出典：内閣府 平成 25 年度「NPO 法人に関する世論調査」より)



【コラム5 地域づくり活動を進める上での悩みー人材不足、マンネリ化、財源】

人材不足、マンネリ化、資金不足等の悩みを解決するため、ビジネスなど持続性ある事業の展開に取り組んでいる地域も見られます。地域の人材や資源を活かして、それぞれの地域に合った取組を、できることから考えてみませんか。

活動する人の不足・役員の後継者不足

活動の輪を広げるための取組

- ・ 地域課題に関する学習会・ワークショップ・交流会
- ・ 地域の拠点づくり（集会所・コミセン等の充実）
- ・ 地域資源を発掘し、それらを材料にカレンダーやカルタ等を作成
- ・ ICT（HP、SNS（Facebook、Instagram））活用
- ・ 地域情報紙の作成・配布
- ・ 若い人に積極的に声をかけスキルアップを支援
- ・ 青年部等若者相互の交流機会づくり 等

活動内容のマンネリ化

多様で柔軟な発想を採り入れるための取組

- ・ 他地域との交流・意見交換
- ・ 多様な団体や大学等との協働事業を実施
- ・ 住民アンケートにより新しいアイデア発掘
- ・ 地域の将来ビジョンをつくり目標を共有、内容は随時議論して見直しつつ計画的に推進
- ・ 楽しみながら取り組める手法を盛り込む
- ・ メンバーを増やし、新人の意見も尊重
- ・ 専門家、研究者、NPO、専門機関等の意見を聴き、意見交換 等

コミュニティ
ビジネスなど
持続性ある
事業の展開
(次頁参照)

活動資金の不足

活動資金の確保・しくみづくりにつながる取組

- ・ ふれあい喫茶、コミュニティビジネス等の収益
- ・ 各種補助金（民間財団含む）の活用
- ・ 集会所の利用料収入・指定管理料
- ・ 会員、賛助会員から会費を徴収
- ・ 寄附や出資の募集、受入れ 等

◆コミュニティビジネスなど持続性ある事業展開の例

1 コミュニティバスの運行

・佐用町江川地区

(課題) 高齢者が多く、公共交通機関がない

(取組) 住民主体でコミュニティバス運行

(効果) 閉じこもりがちな高齢者の外出増、賑わい回復



コミュニティバス
「江川ふれあい号」

2 移動販売車による生活支援

・西脇市比延地区

(課題) 高齢者増、小売店舗撤退による生活支援機能脆弱化

(取組) 地域主導で移動販売車で巡回し、総菜や日用品販売

(効果) 高齢者の見守り活動に発展、生活維持への安心感



移動販売車
「笑顔いっぱい比也野号」

3 大学生と連携した活動展開

・丹波市久下地区

(課題) マネリ化により住民の関心低下、災害対応等に不安

(取組) 大学生が地域の企画、連携した地域活動の展開

(効果) 若い発想で斬新な事業実施、住民参加が次第に増加



大学生による
地域イベント」

4 地域資源を活用した地域活性化

・上郡町赤松地区

(課題) 地域のつながりの希薄化

(取組) 地域の歴史にちなみ甲冑を制作し、イベント実施

(効果) 地域への帰属意識醸成、地域間交流



住民による甲冑隊

5 地域特産品開発／コミュニティレストランの運営

・淡路市生田地区

(課題) 高齢者増、高齢者の生きがいや地域の活力不足に懸念

(取組) そばを栽培し名物に。イベント開催、レストラン開設

(効果) 住民の活躍の場創出、地域内外の交流が深まる



「そばカフェ生田村」
人気の天ぷらそば定食

6 農村と都市の交流

・篠山市雲部地区・尼崎市園田北地区

(課題)

[雲部] 小学校閉校、高齢者増による地域コミュニティの弱体化

[園田北] 安全な地元農産物の提供（地産地消）の住民要望多

(取組) まつりへの参加や農産物販売などを通じて地域間交流

(効果)

[雲部] 交流は9年目に突入、地域活性化につながる

[園田北] 交流事業で安全な農産物の提供を実現。地域活性化にもつながる



尼崎市で開催した
「雲部ふるさとまつり」で
黒豆の販売

(1) 地域づくり活動 Q&A

Q1 地域づくり活動は誰にでもできるの？

A1 地域づくり活動に取り組んでいるのは特別な人というわけではありません
何かのきっかけがあって、活動し始めた方々がほとんどです。
また、活動するにあたって自己犠牲は望ましくなく、活動を楽しむことで、自己実現、生きがいにつながります。
あなたに合った活動を始めてみてはいかがでしょうか。

Q2 困っている人を支援するための心構えや注意することは？

A2 地域づくり活動に限りませんが、人と人との関わりには、大切なことがあります
まずは大きく、次の3点について、心がけてみてください

- 1 相手の気持ちに「寄り添い」ましょう。
ニーズに合わせて「してあげる」という姿勢が見えると、相手から敬遠されて、活動が長続きしない場合があります。
- 2 お互いの信頼関係を保つために、相手のプライバシー情報は守りましょう。
活動を引き受けた以上、その内容に責任を持ち、活動上知り得た情報や秘密は口外しないという姿勢を徹底しましょう。
- 3 支援される人と支援する人が固定することのないよう、また、過度に「共依存」にならないよう心がけましょう。
「お互いさま」という気持ちは、古今東西とわず、活動が長持ちする秘訣です。相手の自立につながるようにしましょう。

Q3 活動中に事故が起こったときの備えは？

A3 活動の安全・安心のために、まずは、ボランティア保険に加入しましょう！
○活動中に「ケガをした」「物を壊してしまった」などのトラブルに備えて、ボランティア保険に加入しましょう。自分たちだけでなく、活動先の安全を守るためにも、保険への加入が不可欠です。

＜ボランティア保険に加入するには？＞

各市区町社会福祉協議会ボランティアセンター窓口で申込書を入力

↓
申込書に必要事項を記載し、窓口を持参
(活動日の前日までに受付を完了してください)

↓
ボランティア活動内容確認 ⇒保険の説明を受け保険料を現金で支払う
(申込票控を受領し、保管しましょう)

○安全管理の責任者を決め、リスク軽減の話し合いや工夫をしましょう



Q4 自分に合った活動を無理なく選ぶポイントは？

A4 できるときに、できることを、できる範囲でやってみましょう

ちょっと自由になる時間を使って、自分の得意なことを生かす活動から始めてはどうでしょう。身近な単位でできることは、身近な単位で行っていきましょう（補完性の原則）。

また、各市町ボランティアセンターなどでも活動を紹介しています。詳しくはお問い合わせください。

○グループ・団体の会員になる

団体にとって、会費は重要な財源のひとつ。自分が興味を持ったり、活動に共感する団体の会員になることが、団体を支えることに繋がります。

○寄付、募金

活動内容や理念に共感した団体に物品やお金を寄付することも立派な社会活動です。

★ 「ちょボラ」って？

ちょっとしたボランティアの略。1時間でもいいので、無理なく自分にもできる範囲で、関心のあるボランティアをすること

【活動例】

○ 収集ボランティア

ペットボトルキャップ、使用済み切手、書き損じはがき、文房具などを収集し、各団体に寄贈します

○ 掃除ボランティア

家の前の街の花壇やバス停の周りなど、みんなが気持ちよく利用できるように清掃します

★ 「プロボノ」って？

社会人が自らの専門知識や技能を生かして参加する社会貢献活動のことで、ボランティア活動の一形態。社会人が仕事を続けながら、またその仕事を通して培ったスキルやノウハウを提供するため、参加のハードルが低く、継続しやすいというメリットがあります

【活動例】

○ 経理経験者 → 各種団体の会計業務をお手伝い

○ デザイン・印刷経験者 → 地域の広報誌づくりなどをお手伝い

Q5 活動を持続させるために重要なことは？

A5 意思疎通を図ることが続けられる一番の秘訣です

<留意すべきポイント>

1 情報共有

息抜きや次回参加へのきっかけになるように振り返りの時間、何でも話し合える機会を設けることで上手くいく例もあります。

また、メンバーが成果ややりがいを実感できるように情報が行き渡っているか目配りすることも大切です。SNSやメーリングリストなどで連絡を徹底することも効果があります。

2 納得を得られる話し合い

意見が対立した場合は、解決に向けて冷静に話し合うことが必要です。

また、話し合う際には、課題解決に向けて原因を探すため、活動の目的や手段を図などで整理すると効果的です。ワークショップやSWOT分析（強みと弱みの整理）等の方法があります。

3 各種講座等の受講

日頃の活動で気づかない点について学び、新たな活動に反映させていくことも大切です。



Q6 趣味や特技を活かしたい！

A6 皆さんの趣味や特技を求めている団体・グループがあります

生涯学習リーダーバンクやひょうごボランタリープラザのホームページで、趣味・関心のある分野別で活動を探すこともできます。

適材適所での活動参加で、やりがいや新たな役割を見出すきっかけにしてください。

★ 生涯学習リーダーバンク

<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/gakusyu/jigyuu/21bank.html>

★ ひょうごボランタリープラザHP（コラボネット）

<http://www.hyogo-vplaza.jp/>



<生涯学習リーダーバンクで登録できる分野>

- ★芸術文化
絵画、映像、陶芸、手工芸・服飾、書道、音楽、演芸、古典芸術、文芸・文学、茶道・華道、演芸等
- ★教養
言語、人文科学、自然科学等
- ★スポーツ
球技、水泳、体操、健康スポーツ、ダンス、武道等
- ★家庭生活
レクリエーション、食生活、健康、家庭、生活、マナー・コミュニケーション
- ★その他
生活問題、環境・自然保護、地域、ボランティア、男女共同参画、福祉、労働、国際関係、イベント、パソコン、教育

【事例】

- ・視覚障害者に好評のコミュニティFMでの「名作の朗読」
- ・朗読音源をCDにまとめて施設等へプレゼント
- ・サロン活動等で、ゲームや傾聴、アロマハンドトリートメントなどのメニューを出前実施
- ・簡単なからだケア講座開催
- ・現役小学校の余裕教室を「フリースペース（貸室）や「ふれあい喫茶」として活用



余裕教室を活用したふれあい喫茶

Q7 仲間と一緒に活動する場所がありますか？

A7 県内市町で、公民館や県民交流広場など地域活動の拠点づくりが進んでいます。

○自宅や公共施設（公民館、図書館、学校等）、企業などの施設も利用できます。また、県の生活創造センター、文化会館等では、グループ用のレターボックスやロッカーを提供しているので、活動拠点として利用できます。まずは問い合わせてみましょう。

○賛同する仲間や地域の人達の賛同を得て、学校の余裕教室、商店街の空き店舗、空き家の活用も考えてみましょう。

詳しくは、各市町の担当課にお問い合わせください。

【コラム6 活動の場づくりの工夫をしてみませんか】

地域づくり活動に、多くの人に参加し、ネットワークを広げながら活動内容を充実させていくために、活動の場・拠点を確保し、その機能を高めていくことが効果的です。

活動の場としては、公民館・集会所等が各地にあります。それらの運営への住民の参画が進んだり、団体・NPO等が古民家等を活用して、自主的に運営する例も見られます。

場・拠点を活用し、様々な分野の学習、情報発信、ネットワーク拡大、実践活動が展開されるよう、様々なアイデアを凝らして工夫された例が見られます。



【拠点機能と整備内容・活動の例】

機能	整備内容	活動
図書機能	書架・書棚、閲覧用机・椅子 書籍、図書管理用パソコン、間仕切り 等	郷土情報関連書籍の収集・閲覧、生活情報パンフレット・書籍収集展示、作文コンクール、朗読会、点字点訳講習会 等
情報収集・発信機能	パソコン、プリンター、印刷機、録音機器、カメラ、ビデオカメラ、機器用ラック 等	情報紙（誌）編集、地域のホームページ作成、SNSコミュニティ運営、地域の取組状況発信、地域人材バンク運営 等
パフォーマンス機能	可動舞台、パイプ椅子、音響・舞台用照明、スピーカー、防音・フローリング、ピアノ 等	音楽・演劇・ダンス・伝統芸能等の練習・発表会、地域課題解決に向けた講座・シンポジウム・ワークショップの開催 等
工房機能	作業机・椅子、木工器具、工具用ロッカー、ホワイトボード、顕微鏡 等	絵画・陶芸教室、商品の安全・安心チェック活動、エコグッズの開発・提案、ガーデニング講座、昔の遊び教室 等
健康づくり機能	健康づくり器具、更衣ロッカー、シャワー設備、防音・床補強 等	ヨガ・ストレッチ等の健康法講座、地域健康相談会、心肺蘇生法等緊急時の対処法講習会、トランポリン体操 等
展示機能	展示用パネル、照明、休憩用椅子、ショーケース、パンフレットスタンド 等	地域づくり活動に関するパネル展示、絵画・写真等の作品展、フリーマーケット・リサイクルバザー、特産品展示 等
シアター機能	映像プロジェクター・スクリーン、ビデオ機材、遮光カーテン、音響設備一式 等	地域魅力の映像によるふるさと学習、各種啓発ビデオ上映、親子映画鑑賞会、地域づくり活動発表・紹介ビデオ上映 等
キッチン機能	流し、調理器具一式、電子レンジ、オーブン、食器一式、シンク一式 等	郷土料理研究、特産品開発、食育講座、食の健康講座、親子料理教室、高齢者給食・会食サービス、災害時炊き出し 等

Q8 専門的な相談をしたいのですが？

A8 専門家や専門機関、大学等との連携はとても大切です。積極的に交流の機会を持ちましょう

○専門家を招いての学習会等の機会はとても有効です。

(例) シェフを招いてのふれあい喫茶、法律専門家とともに消費者問題の啓発等

○専門家と出会う方法としては、取り組む分野に関連するフォーラムなどに積極的に参加すると、研究者や企業とつながる可能性があります。まずは参加してみましょう。

○交通費等の実費や謝金については、事前によく確認しましょう。また、源泉徴収が必要な場合には忘れずに手続きしましょう。

Q9 もっと学び、スキルアップしたいのですが？

A9 地域課題に取り組むプロセスや手順等を学ぶ機会はたくさんあります

○県内のNPO 法人等が、活動のプロセスについて学ぶ実習を含む各種講座等を実施しています。

(例) 地域課題：青少年、消費、健康福祉、環境等分野別

協働デザイン：アイスブレイク、ファシリテーション、ファシグラ（ファシリテーショングラフィック）等プロセス学別

★ 生涯学習のポータルサイト「ひょうごインターキャンパスで」各種講座を紹介しています
<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/>

○リーダー活動を学ぶ「ふるさとひょうご創生塾」では、地域づくりやグループ運営とリーダーシップ問題解決の基本的な手順などを学習することができます。

★ ふるさとひょうご創生塾

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階（生涯学習情報コーナー内）

<http://www.hyogo-ikigai.jp/ikigai/sousei/index.html>

電話：078-360-9015



【コラム7 ワークショップをしてみませんか】

地域づくりの場で、様々な人の思いやアイデアを引き出し、合意形成につないでいくためには、ワークショップという手法が効果的です。

ワークショップは、「講義」や「説明会」のように一方的な知識伝達ではなく、参加者自らが、主体的に話し合い、相互作用の中で学び合ったり、企画やルールを創り出したりすることに適しています。

<特徴>

- リラックスする
- 「先生」は居ない。進行役（ファシリテーター）が必要に応じ交通整理
 - ※ファシリテーターは、専門家に依頼又は、メンバーの中から役割を決め実施も可
- 参加者は、自ら進んで発言する・人の話をよく聴く
- 立場や肩書き、タテマエを持ち出さない
- 人数が多い場合はテーブルに分けて行う（1テーブル5～8人程度が目安）

<ワークショップの標準的な進め方>

- 準備
 - 模造紙（テーブル数×2枚程度）、A4用紙人数分、付箋、マジック、定規等用意
 - チラシ、回覧板、ホームページやSNSなどで広く参加者を募る
 - テーマに関係する団体やキーパーソンなどにも声をかける
 - ファシリテーターを決める（テーブル毎にもファシリテーターを置く場合もあります）
 - 開始前後に音楽をかけるなど、気軽に意見を言える雰囲気演出する
- 進行
 - ①目標・進め方の確認と共有
 - ②グループ分け（5～8人程度）
 - ③進行役（ファシリテーター）のほか、記録係、発表係を決める
 - ④テーブル毎または全体でアイスブレイク
 - （A4用紙を使って、「自分を動物に例えると」「味噌汁の具は何が好き」といった肩のこらない話題で自己紹介し緊張をほぐす）
 - ⑤テーブル毎に自由に話し合い・とりまとめ
 - （各人が付箋にキーワードを書くなどして、似た意見をくくり、模造紙上で整理）
 - ⑥グループ別発表（各5分程度）
 - ⑦全体での意見交換
 - ⑧まとめ・ふりかえり



Q10 活動するのに必要なお金って？

A10 まずは必要最小限の実費程度から

- 必要最小限の実費程度は、まずは自分たちで確保すること。会費収入等が大切です。
- 活動を続けていくためには、事業収入等の自主財源確保に向けた努力が必要です。
(例) 地域でのふれあい喫茶、地場産品の開発・販売、フリーマーケット実施 など
- 活動を発展させるために助成金を活用することも一つの方法です。ひょうごボランティア基金、地域づくり活動応援事業など、活動内容に応じた様々な財政支援が行われています。
- 活動を広げていくためには、協賛していただける企業や個人からの寄附も大切です。説明できるものとして、どのような活動を行っているか、日頃からまとめておきましょう。
- 活動の安全性を保つため、資金源を一つに頼らず、バランス良く多様な手段を組み合わせることで資金を確保していくことが大切です。

■ 助成金情報 (コラボネット内 <https://www.hyogo-vplaza.jp/>)

- ・「助成金・寄付」をクリックすると、助成金情報を検索できます。行政の助成金だけでなく、民間財団や企業などの様々な助成金を紹介しています。

The screenshot shows the website interface for 'ひょうごボランティアプラザ'. The navigation bar includes a search box, 'アクセス', 'リンク', 'サイトマップ', and 'お問い合わせ'. The main menu has '交流・ネットワーク', '相談・情報提供', '助成金・寄付' (highlighted with a red circle), '人材育成', and '調査研究・報告'. The '助成金・寄付' section is expanded, showing a list of grant programs under the heading 'ひょうごボランティアプラザの助成金' and '助成金'.

- ・企画内容…補助金の目的を理解し、趣旨に沿っていることを強調しましょう。地域特性を踏まえ、参加者やネットワークの拡がりを生み出す仕掛けを具体的に記述するなどの工夫が効果的です。
- ・期待される効果…課題解決の効果をなるべく客観的に示しましょう。他地域の参考となるようなモデル性があると良い場合が多いです。
- ・実施体制・予算…従事する組織人員を明確に。経費は具体的かつ適切な経費配分であることを示しましょう
- ・完成した申請書類のコピーを必ずとる
…選考中に、申請内容についての問い合わせが来ることもあります。また、選ばれなかった場合も、選ばれなかった原因を分析して、次回申請時に生かすことができます。

Q11 活動を伝える・拡げるには？

A11 活動内容について情報発信を行い、活動の透明性を高め、仲間を増やし、共感の輪を拡げましょう

- コンビニやスーパーの協力が得られる場合は、活動の楽しさ・達成感を発信するチラシの掲示も効果的です。口コミや、チラシのポスティング等で認知度を高めましょう。
- 各種大会や交流イベントに積極的に参加すると、他の団体と直接連絡がとれたり、様々なネットワークの事務局を通じて、更なる交流につながることもあります。ホームページやSNSを通じての連絡も良いでしょう。
同じ分野だけに限らず、他の団体と積極的につながることで、次の活動の方向性が広がります。
- 自治会が無い場合も、マンションの管理組合への働きかけ等積極的な対応が効果的なこともあります。
- 広報誌・チラシ、ホームページに加え、拡散性の高いSNS（ブログ、Facebook、twitter、Instagram等）を活用するとより効果的です。

★ マスコミへの発信

活動内容が特徴的である場合、マスコミ（地方新聞や地元のテレビ局・ラジオ局等）にとりあげられることもあります。一方、団体・グループから取材を依頼したり、インターネットを活用した情報発信など、活動を広く知ってもらう努力も大切です。

また、大手マスコミだけに限らず、地元のミニコミ誌やタウン誌、ケーブルテレビなどに働きかけてみると上手くいく場合もあります。

まずは自分たちの活動をしっかりと記録し、わかりやすく取り上げられるよう、活動内容を整理し、積極的に情報発信していきましょう。

★ 地域づくり活動情報システム「コラボネット」をご活用ください

「コラボネット」で地域づくりの取組内容や団体の情報を登録することができます
<https://www.hyogo-vplaza.jp/>

このほか、行政の活動の広報のため、広報誌、テレビ番組、HP、Facebookやメールマガジンなど、様々な広報手段を活用しています。

■ 若者の参加

- 活動に興味のありそうな若者に対して、積極的にPRしましょう。
- 役員に若い人の代表を入れるなど、明確に役割や責任を持ってもらうことを通じて、活躍の場をつくりましょう。さらに、世代交代をルール化するなど、自然な流れで新たな担い手を発掘・育成する努力も求められます。
- 子ども会やPTAがきっかけになることもあります。また、集合住宅の自治会（マンション管理組合）への働きかけがきっかけになることもあります。

■ 若者参加の事例

- ・県内の大学生と連携し、農作業や餅つき大会等を実施
- ・大学生が地域で踊りや演奏、写真撮影を行うイベントを実施
- ・少数精鋭主義より、一人一役でできるだけ大勢の活動家（役員・委員）をつくり、世代交代を意識した組織づくりを実施



大学生企画のイベント

Q12 NPO、企業・学校等と連携するには？

A12 お互いの長所を活かした協働で、どの部分でより効果的な活動ができるか、具体的に考えることが大切です

企業においては、利益を求めながら、企業活動そのものが社会に役立つという意識の共有が進んでいます。また、地域の皆さんとともに活動したいというNPOも増えています。協働をお考えの皆さんは、お近くの中間支援組織にお尋ねください。

<NPOと連携>

○NPOと地域団体が、その違いをお互いに理解したうえで協働し、成果をあげている事例もでてきています。まずは踏み出しましょう。

(参考：団体の特徴について)

地域団体：一定の地域で地域内のつながりを大切に活動しており、意見収集や情報周知の基本的な単位として考えられることが多い

NPO：社会的使命を実現するための専門性を持ち、事業を行っていることが多い

<企業・学校と連携>

○相手方の状況についてよく調べた上で、具体的な役割分担や、相互のメリットについて提案し、話し合ってみましょう。

○活動理念に共感した企業から協賛してもらった事例もあります。

○学校との連携をお考えの場合は、PTA等を通じて進めると良い場合もあります。

<行政と連携>

○行政では、各分野で参画と協働に取り組んでいます。自身の活動が広げられる取組みがあるか、事前によく調べましょう。地域担当制を導入している市町もありますので、相談してみてください。

★ 中間支援組織って？

県民、地域団体、NPO、企業、行政等を結びつけ、様々な活動を支援する社団・財団法人、NPO法人、任意団体のこと

★ 地域担当制って？

地域が抱える課題を住民と行政が共有し、解決に向けた地域の活動をサポートする制度のこと



■ 地域内の他団体との連携

地域内の主たる団体（自治会、社会福祉協議会、老人会、婦人会、子ども会、消防団、郵便局、企業、大学、高校、中学校、小学校、PTA等、ほか各種団体で構成）がそろって参画するまちづくり協議会を設立。



地域の団体と連携した行事の開催

2 県行政への参画・協働

：県民と県行政が、地域の課題や情報を共有し、ともに考え、ともに取り組むこと

県行政が提供する情報を活用したり、政策について意見を述べ提案したり、県行政と協働するなど、県行政へ参画・協働するために、様々なチャンネルがあります。

(1) 県民参画による広報

公募により選任された県民の皆さんが、広報紙面の企画検討に参加したり、広報モニターとして広報活動を評価しています。

[広報紙]

- ・ 県民だよりひょうご（毎月発行）
- ・ あなたの県政ーひょうご EYEー（毎年発行）

[メールマガジン]

- ・ ひょうごさわやか通信（毎週木曜日配信）

[SNS]

- ・ Facebook（はばタンなび等）
- ・ LINE（はばタン）
- ・ Instagram（兵庫県公式地域創生インスタグラム）



県民だよりひょうご

(2) 情報公開制度の活用

県民の皆さんの県政への参加をより一層促進し、公正で透明な開かれた県政を実現するため、県が保有する公文書を請求に応じて公開しています。

- ・ 公文書公開請求については、窓口、郵送、Fax、電子申請（インターネット）で請求することができます。
- ・ 窓口、郵送、Faxで請求される場合は、公文書公開請求書に必要事項を記入して、公文書を保有する本庁又は地方機関の担当課室に直接提出いただくか、県民情報センター又は地域県民情報センターに提出してください。
- ・ Faxで請求された場合は、送受信を確実にを行うため、Fax送信後に送信先に送信した旨の電話連絡をお願いします。
- ・ 電子申請（インターネット）で請求される場合は、県HPから、公文書目録検索システム又は兵庫県電子申請システムにより請求してください。

[URL]

https://web.pref.hyogo.lg.jp/pref/cate2_607.html

(3) さわやか提案箱

県のホームページにメールボックスを設け、電子メールにより県民の皆さんからの意見・提案・質問を受付、回答を行っています。さわやか提案箱に寄せられた意見は、受信した日の翌日から休日を除く10日以内に、E-mailにて回答しています。

[URL]

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac20/sawayakateian.html>

(4) 県民モニター

モニターとして登録いただいた皆さんに身近な県政課題についてインターネット上でアンケート調査（年度内4回程度）を実施し、施策・事業の立案等に生かします。

[募集定員] 2,500人程度

[応募資格] 県内に在住または在勤・在学されている18歳以上の方で、パソコン・スマートフォンでインターネット、電子メールを使用することができる方（常勤の本県職員（教員、警察官含む）と県議会議員を除く）

[登録期間] 登録された日から当該年度末まで。次年度の更新登録が可能

[過去の調査テーマ（平成29年度）]

- ・ひょうごの医療と介護
- ・兵庫県の広報活動
- ・受動喫煙対策について
- ・防災に対する意識と取組

(5) パブリック・コメント手続（県民意見提出手続）

県行政の政策形成段階から県民の皆さんの積極的な参画をいただき、生活者の視点に立った幅広い県民の皆さんの意見を求め、提出された意見等を考慮して県が計画を定めるとともに、意見等に対する県の対応を公表しています。

[資料の閲覧方法]

- ・県HP https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/ac09_000000032.html
- ・県民情報センター（各県民局・県民センター内）に公表資料、チラシを配架

[意見提出方法]

- ・意見募集中の課に郵送、メール、Fax等で提出できます。

(6) 道路・河川等の維持管理（ひょうごアドプト）

県が管理する河川、道路、砂防施設、港湾、海岸等（活動区域）において、皆さんがボランティア等（清掃美化、草刈り、植栽活動）を行う際に、県・市町が用具の提供等を行い、支援します。

[URL]

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd03_000000040.html



河川周辺での除草作業

(7) 審議会等の委員公募

審議会とは、県の政策形成や施策の実施等について調査審議等を求める場合に設置される、複数の委員（学識経験者、公募委員等）によって構成された合議制の諮問機関のことです。

県民の皆さんの意見を審議会等の審議に反映させるため、委員公募を実施しています。関心のある分野の委員にぜひ応募をしてみてください。

[応募方法] ※各審議会によって、異なります

- ・履歴書、審議会に関するテーマの小論文を郵送

[審議会等]

県民生活審議会、長期ビジョン審議会、男女共同参画審議会、
地域安全まちづくり審議会、健康づくり審議会、
薬事審議会、森林審議会、まちづくり審議会

[URL]

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/ac09_000000040.html



審議会の様子

(8) 推進員になる

推進員とは、地域福祉、防犯・防災、教育など特定分野の課題解決に向けて、知事等が県民に委嘱するものです。

県行政の担い手として責任ある職務を遂行し、地域の身近な存在として、県民の皆さんへの普及・啓発や相談対応、行政では把握できない地域情報の収集、事業の推進など、きめ細やかな対応を行っています。

[推進員の例]

子育て家庭応援推進員、学校評議員、男女共同参画推進員、
くらしの安全・安心推進員、健康づくり推進員、民生・児童
協力員、地域安全まちづくり推進委員、地球温暖化防止活動
推進員、地域ビジョン委員

[例：地域安全まちづくり推進委員]

まちづくり防犯グループのリーダー役として、地域安全まちづくり活動に取り組みつつ、自治体や婦人会など地区内の各種団体と協力して、防犯パトロール、子どもの見守り活動などを実施しています。警察署や県・市町の担当部署連絡・相談するほか、防犯・犯罪情報を地域内の活動グループに周知するなど、防犯意識の高揚に努めています。



子どもの見守り活動

II「参画と協働」の支援機関

1 県域の支援機関

ひょうごボランティアプラザ	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 電話 078-360-8845 http://www.hyogo-vplaza.jp/
生涯学習情報コーナー (運営:(公財)兵庫県生きがい創造協会)	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 電話 078-360-9015 http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/

2 県民局・県民センター域の支援機関

(1) 各県民局・県民センター県民運動担当課

神戸県民センター	〒650-0004 神戸市中央区中山手通 6-1-1 電話 078-361-8578 (県民課) https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/kobe/index.html
阪神南県民センター	〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8 電話 06-6481-4629 (県民運動課) https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/s_hanshin/index.html
阪神北県民局	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15 電話 0797-83-3137 (県民課) https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/s_hanshin/index.html
東播磨県民局	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 電話 079-421-9093 (県民課) https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/c_harima/index.html
北播磨県民局	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 電話 0795-42-9346 (県民担当) https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/n_harima/index.html
中播磨県民センター	〒670-0947 姫路市北条 1-98 電話 079-281-9196 (県民課県民担当) https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/c_harima/index.html
西播磨県民局	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 電話 0791-58-2124 (県民活動支援課) https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/w_harima/index.html
但馬県民局	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 電話 0796-26-3645 (協働推進課) https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/tajima/index.html
丹波県民局 (丹波の森公苑)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 5600 丹波の森公苑内 電話 0795-72-5168 (県民課) https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/tanba/index.html
淡路県民局	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 電話 0799-26-2043 (県民・商工労政課) https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/awaji/index.html

(2) 神戸・東播磨生活創造センター、生活創造情報プラザ、丹波の森公苑

神戸生活創造センター	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー5階 電話 078-360-8540 http://www.sozoc.pref.hyogo.jp/
東播磨生活創造センター	〒675-8546 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 電話 079-421-1136 http://www.kacom.ws/
うれしの生活創造プラザ (嬉野台生涯教育センター内)	〒673-1415 加東市下久米 1227-18 電話 0795-44-0565 http://www.hyogo-ikigai.jp/ureshino-bo/ureshino/plaza/index.html
中播磨生活創造情報プラザ	〒670-0947 姫路市北条 1-98 電話 079-281-9601 https://web.pref.hyogo.lg.jp/chk12/shohi/pulaza.html
西播磨生活創造情報プラザ (西播磨文化会館内)	〒679-4311 たつの市新宮町宮内 458-7 電話 0791-75-3663 http://www.k2.dion.ne.jp/~w-bunka2/

但馬生活創造情報プラザ (但馬文教府内)	〒668-0056 豊岡市妙楽寺 41-1 電話 0796-22-4407 http://t-clip.jp/
丹波の森公苑	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 5600 電話 0795-72-2127 http://www.tanba-mori.or.jp/
淡路生活創造情報プラザ (淡路文化会館内)	〒656-1521 淡路市多賀 600 電話 0799-85-1391 http://www.eonet.ne.jp/~awaji-cc/riyou.html

(3) 生きがいしごとサポートセンター

神戸東地域 ワラビー	〒658-0051 神戸市東灘区住吉東町 5-2-2 ビュータワー住吉館 104 電話 078-841-0387 http://www.cs-wallaby.com/
神戸西地域 NEXT	〒654-0055 神戸市須磨区須磨浦通 4-4-6 須磨浦ビル 207 号室 電話 078-731-2251 http://ikisapo.com/next/
阪神南地域 UN(アン)	〒660-0861 尼崎市御園町 5 尼崎土井ビルディング 2 階 電話 06-6412-8448 http://ikisapo.npos.biz/
阪神北地域 CDC	〒665-0845 宝塚市栄町 2-1-1 ソリオ 1-3 階 電話 0797-87-4350 http://cdc.hnpo.net/
播磨東地域	〒673-0005 明石市本町 1-13-8 電話 078-915-0075 https://ikisapo-emilife.org/
播磨西地域	〒670-0923 姫路市呉服町 48 大手前通りハトヤ第 1 ビル 5 階 電話 079-224-8900 http://www.ikisapo-harima.com/

(4) さわやか県民相談

① さわやか県民相談フリーダイヤル(通話無料)

神戸	0120-16-7830	中播磨	0120-27-7830
阪神南	0120-13-7830	西播磨	0120-83-7830
阪神北	0120-47-7830	但馬	0120-31-7830
東播磨	0120-26-7830	丹波	0120-32-7830
北播磨	0120-61-7830	淡路	0120-36-7830

② さわやか県民相談(面談等)

兵庫県民総合相談センター さわやか県民相談室	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 6 階 (兵庫県民総合相談センター内)	078-360-8511
阪神南県民センター さわやか県民相談室	尼崎市東難波町 5-21-8 (阪神南県民センター内)	06-6481-7641
阪神北県民局 さわやか県民相談室	宝塚市旭町 2-4-15 (阪神北県民局内)	0797-83-3101
東播磨県民局 さわやか県民相談室	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 (東播磨県民局内)	079-421-1101
北播磨県民局 さわやか県民相談室	加東市社字西柿 1075-2 (北播磨県民局内)	0795-42-5111
中播磨県民センター さわやか県民相談室	姫路市北条 1-98 (中播磨県民センター内)	079-281-3001
西播磨県民局 さわやか県民相談室	赤穂郡上郡町光都 2-25 (西播磨県民局内)	0791-58-2100
但馬県民局 さわやか県民相談室	豊岡市幸町 7-11 (但馬県民局内)	0796-23-1001
丹波県民局 さわやか県民相談室	丹波市柏原町柏原 688 (丹波県民局内)	0795-72-0500
淡路県民局 さわやか県民相談室	洲本市塩屋 2-4-5 (淡路県民局内)	0799-22-3541
兵庫県庁 さわやか県民相談室	神戸市中央区下山手通 5-10-1 (兵庫県庁広聴室内)	078-371-3733

参画と協働ガイドブック

平成 30 年 3 月

兵庫県企画県民部県民生活局県民生活課

参画協働・ボランティア活動支援班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-362-3996

E-Mail：kenminseikatsu@pref.hyogo.lg.jp